

## 焼津市教育委員会後援名義使用承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、各種の団体等が実施する事業で、その内容が本市の教育行政の推進又は啓発に寄与するなどの効果が認められるものに対する焼津市教育委員会の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用に関し、承認申請の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「団体等」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体等
- (2) 学校及び学校の連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる法人
- (4) 新聞社、学術研究機関等で特に公益性が高いもの
- (5) 公益的性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確な団体。ただし、会社その他営利団体（前号に該当するものを除く。）、政治団体又は宗教団体でないもの
- (6) その他教育長が認めたもの

(承認の申請)

第3条 後援名義を使用しようとする団体等は、後援名義使用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に申請し、教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 規約、会則等団体の存在を明らかにする書類（前条第5号に掲げる団体に限る。）
- (2) 事業目的及び事業内容を明らかにする書類
- (3) 収支予算書（入場料、参加料等を徴する事業に限る。）

(承認の決定)

第4条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用を適当と認めたものについては後援名義使用承認通知書（様式第2号）により、使用を不適当と認めたものについては後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請をした団体等に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による後援名義の使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(不承認の基準)

第5条 教育長は、申請に係る事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 第1条の趣旨に沿わない事業
- (2) 専ら営利を目的とする事業
- (3) 他の者に不利益が生じるおそれのある事業
- (4) 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動に該当する事業
- (5) その他承認することが不適当と教育長が判断した事業

(承認の取消し)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用の承認を取り消すことができる。

(1) 申請事項に虚偽の内容があることが判明したとき。

(2) 第4条第2項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前条各号の規定に該当することとなったとき。

(4) そのほか、特に必要があると認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により後援名義の使用の承認を取り消す場合は、後援名義使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業報告）

第7条 教育長は、必要があると認めるときは、後援名義の使用の承認を受けた団体等から事業の実施について、後援名義使用事業実施報告書（様式第5号）の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（旧要領の廃止）

2 焼津市教育委員会後援名義使用許可申請取扱要領（平成7年3月13日制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に承認の決定をした後援名義の使用について適用し、同日前に許可した後援名義の使用については、なお従前の例による。

4 この要領の施行の際現に旧要領の規定によりなされた許可の申請は、第3条の規定によりなされた承認の申請とみなす。

附 則

この改正は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。